

令和4年3月16日

令和4年第3回

農業委員会総会議事録
〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年3月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番 森川 稔己	2 番 上田 恩	3 番 刀裨明 薫
4 番 小野原 暢	5 番 廣本 照子	6 番 桑田 貢
7 番 上尾 家隆	8 番 寺 篤志	10 番 清弘 進
11 番 片山 剛	12 番 藤村 浩司	13 番 末光 智美
14 番 常藤 隆彦	15 番 石見 共江	16 番 原田 孝親
17 番 水野 ミツ子	18 番 松宮 榮昭	19 番 林 聖文
20 番 藤本 哲	21 番 小川 栄太郎	22 番 梅川 仁樹
23 番 秋本 義春	24 番 松重 公義	

3 本日の総会に欠席した委員

9 番 杉本 孝道

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長 中西 亮二
事 務 局 上田 直美
周東支所 沖田 史典
美和支所 石川 育代

次 長 有馬 秀樹
由宇支所 小池 泰弘
周東支所 金子 健太郎
錦 支所 大谷 彰弘

5 会長は午前10時00分、委員総数24名の内23名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

23 番 秋本 義春 4 番 小野原 暢

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農用地利用集積計画について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 農地所有適格法人報告書の提出について
- 4 農地埋立届について
- 5 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和4年第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数24名のうち、23名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、23番 秋本義春委員 と4番 小野原暢委員 を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

では、1番を事務局より説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、804㎡ほか、1筆で、合計1,666㎡です。申請人は記載のとおり。

理由は譲渡人の要望です。権利の種類は所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

では、担当の石見委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは、説明いたします。調査は、3月3日に調査し、場所は周東総合支所から西、約1.2kmの農地です。譲渡人は高齢で、現在入所しており、管理が出来ないため、申請地は譲受人の自宅に隣接しており、譲渡人の意向を受け、農地を売り渡すことになっております。

そこには、果樹を栽培し、ザクロやナツメなどを栽培する予定だそうです。農機具は全部揃っており、問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は1,353㎡です。申請人は記載のとおり。

理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第21番

説明をいたします。申請地は周東総合支所より南東へ約8.4km、国道437号線の祖生地区の末南地区というところに位置しております。譲渡人は相続により取得をいたしました。が、遠方に住んでおり、管理困難な為、譲り渡すことを希望しておりました。譲受人は農地を拡大したいと考えていたところ、申し出があり、応じることにしたということです。

現在は休耕地となっており、畑として利用し、スイートコーンやブロッコリー等を栽培し、●●●●等に出荷したいということです。申請地は自宅から700mぐらいの距離にあって、通作は可能で、農機具も保有しております。本格的に農業に従事するつもりであるということです。

去る3月4日、支所担当者と現地確認をしましたが、特に問題はないと思われしますので、許可相当と思います。ご審議をお願いします。

議長

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、「議案第9号 農地法第4条規定による許可申請について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は597㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は共同住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

申請地につきましては、由宇総合支所より、北西へ約 600m のところに位置する、農振地域内の農用地区域外の第 2 種農地です。

申請者は高齢となり、農地の維持管理が、年々難しく大変になっていることに加えまして、周辺は近年、宅地化が進んでおり、交通の便も良く、住宅の需要が見込まれることから、アパート経営を計画したものでございます。2 月 28 日、松宮委員及び事務局と共に、調査項目に従いまして現地を確認し、問題となる点はなく、許可相当と判断を致しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は、543 m²ほか、2 筆で、合計 1,335 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は貸し資材置き場です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の末光委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

補足説明をさせていただきます。2 月 20 日廣本委員と現地調査に参りました。申請地は、御庄出張所よりおよそ 800m 北東のところにあります。申請人は現在ここから、西に 750m のところに 1,000 m²相当の資材置き場を賃貸していますが、手狭となってきたこともあり、この度貸付人に賃貸の申し出をした、それが受託されたそうです。

近隣周辺に、耕作している農地もなく、被害防除計画書、資金計画書、また第 2 種の農地のためである土地の選定理由書も提出されていることなので、許可相当と思われます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は307㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、資材置き場です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第1番

申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約800mのところに位置する農振地域外の第3種農地で、周辺は住宅等が立ち並んでいる農地であります。個人で建設業を営む譲受人は、現在、資材置場を所有しておらず、今後資材置場を確保して、事業を拡大したいと考えていたところ、高齢となり農地を維持管理することが困難となっていた譲渡人が、農地を手放したいと考えているとの情報が入りまして、この度、所有権移転による転用申請に至ったものです。

2月28日、松宮委員及び事務局と共に、現地調査を行いました。特に問題となる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、1,520㎡ほか2筆で、合計2,269㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

それでは追加の説明をいたします。申請地は玖珂支所奏より西へ約 1.4 kmのところに位置しております。

譲受人は不動産業を営んでおり、譲渡人からの申し出により、協議の結果、合意に至り申請地を 8 区画分の宅地分譲用地として、譲り受けることになったとのことです。譲渡人は以前から農作業を委託しておりましたが、受け手が高齢のために、農作業が出来なくなった為に、譲り渡すことにしたということです。

3月1日に、副担当の秋本委員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4 番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。

面積は、2,579 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、共同住宅です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所奏より、北西へ約 1.2 kmのところに位置しております。

譲受人は住宅需要に応えるために、新たに賃貸事業に取り組むものであり、集合住宅4棟を建築するということです。譲渡人は7年ほど前から体調を崩しており、農地の管理が出来なくなって、周辺環境悪化を防ぐために、集合住宅用地として譲渡するというものです。

3月1日に副担当の秋本委員と、現地調査を行い調査項目に従い調査致しましたが、問題はなく、許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は696㎡ほか、1筆で、合計2,045㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電システムの設置です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第12番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所奏より、西へ約2.4kmのところに位置しております。

譲受人は、2014年から発電事業を開始し、現在、北海道から鹿児島まで、19か所で約40メガワットの発電所を開発しており、この度、譲渡人からの申し入れを受けて、新たに太陽光発電施設を設置するというものです。譲渡人は長期にわたり休耕しており、農地の荒廃による周辺環境の悪化を防止するためにも、太陽光発電施設用地として譲渡するというものです。

3月1日、副担当の秋本委員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑及び田。

面積は498㎡ほか、2筆で合計1,556㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、工場の建設です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。

では担当の小野原委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

申請地は玖珂支所奏より、南東に約 1 kmの場所に位置している農地です。

譲受人は、管工事業を営んでおり、自社の加工場を有していないため、現在は他社の加工工場を借用して配管材料の加工を行っております。以前から複数の化学プラントとの連携した事業展開と迅速性を求められることがあり、交通の利便性の高い土地を探して、自社の、加工工場を建設したいと思っており、申請地を見つけ、譲渡人との合意に至ったことから、申請地を権利移動しようとするものです。

譲渡人は 2 名おり、両譲渡人とも、申請地を相続以来、他県に在住しているため、保全管理を他者に依頼しておりましたが、作業受け手の高齢化に伴い、近年は休耕状態です。新たな受け手も見つからないことから、営農継続が出来ず、農地の管理も出来ないと思っていたところ、譲受人との話がまとまり、申請地を譲り渡すこととしました。

2 月 2 4 日に、副担当の片山委員と、調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画も確認しましたが、周辺農地への影響もなく、5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することとして山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。

面積は、92 m²ほか、1 筆で、合計 1,084 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、倉庫の建設です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された、第 3 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の石見委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは説明いたします。調査は 3 月 3 日、小川委員、事務局の 3 人で調査致しました。場所は周東役場から、西 624m の農地でございます。

譲渡人は業務多忙のため、耕作が出来ないので、売買するということです。譲受人は、米を保管する倉庫を建設するということです。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も提出されており、雨水は農業用排水、汚水は公共

下水道に流すそうです。建物は3階でとても大きいのですが、東側に農地がございます。それに被害がある場合は、責任を持って、自己責任で対応するという話が決まっております。ただ農地の入るところが、今、この倉庫を建てるすぐ側の所から、農地へ入るという約束で、隣の人が許可を、隣接の許可をしたそうです。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。面積は、92㎡、ほか、1筆で、合計118㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は、土地改良事業区域内に位置する、第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第21番

説明をいたします。申請地は、周東総合支所より南東へ8.2km。市道祖生72号線を挟んで、旧祖生東小学校の南側に位置する土地です。

譲渡人は、令和2年に、申請地を相続を致しましたが、以前より休耕状態であり、この度譲受人との協議の上、合意に至り、譲り渡すこととしたということです。

譲受人は、現在の居住地と、勤務地が遠隔地で、峠越えもあつたり、通勤に大変苦勞しているということに加えて、自宅が土砂災害特別警戒区域内にあるために、以前より安全な適地を探していたところ、この度、譲渡人との合意に至ったということです。自己用住宅の建設のための申請です。自己用住宅建設予定地の内、(前のスクリーンの)赤枠の●●番と●●番、この土地が、非農用地として残っており、その為の申請です。あとは、雑種地になります。圃場整備後に、あの2枚がですね、非農用地として残っていたということでの申請になります。

周辺に農地はなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水は合併浄化槽にて道路側溝へ、その他、必要書類も提出されておまして、去る3月4日、小野原委員、市の担当者と現地確認をしましたが、特に問題はないと思われますので、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、第1種農地となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事務局

9番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。

面積は166㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自転車置き場兼倉庫です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の寺委員、追加説明をお願いします。

第8番

それでは追加説明をさせていただきます。申請地は美和総合支所より北北東へ約2.9km、県道岩国佐伯線沿いに位置する農地で、地目は畑です。

譲受人は、申請地近くにある老人ホームの従業員の為に、寮などを管理しておりますが、今回申請地を、自転車置き場、また倉庫として利用したいと考え、申請をいたしました。

譲渡人は相続により、農地を取得しましたが、遠方に移住しており、農地としての管理が難しく、今回の申し入れを承諾したとのことでした。

3月7日に、副担当の原田委員と、事務局と共に現地調査を行いました。いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第11号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明して下さい。

事務局

それでは説明いたします。

まず表の見方について説明させていただきます。利用権設定各筆明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番 岩国地区から8番 美和地区ま

でに分けております。また、それぞれ枝番を付しており、例えば、岩国地区は、1-1から1-66まで、66件の明細が掲載されています。各地区の後ろに、中間管理機構関係分も掲載しております。なお、各筆明細の他に、本日地区別集計表も配布しておりますので、併せてご覧ください。

それでは地区ごとに説明させていただきます。

1番 岩国地区

合計件数 66 件、合計筆数 110 筆、うち、田 99 筆、うち、畑 11 筆。合計面積 113,914 m²。作付けされる主なものは、レンコン、水稻となっています。

2番 由宇地区

合計件数 16 件、合計筆数 32 筆、うち、田 32 筆。合計面積 40,024 m²。作付けされるものは、レンコン、水稻などとなっています。

3番 玖珂地区

合計件数 11 件、合計筆数 18 筆、うち、田 16 筆、うち、畑 2 筆。合計面積 23,761 m²。作付けされるものは、ほとんどが水稻となっています。

4番 本郷地区

合計件数 41 件、合計筆数 56 筆、うち、田 56 筆。合計面積 69,656 m²。作付けされるものは、ほとんどが水稻で、牧草が 10 筆となっています。

5番 周東地区

合計件数 169 件、合計筆数、352 筆、うち、田 344 筆、うち、畑 8 筆。合計面積 572,406 m²。作付けされる主なものは水稻となっています。

6番 錦地区

合計件数 15 件、合計筆数 26 筆、うち、田 22 筆、うち、畑 4 筆。合計面積 34,810 m²。作付けされる主なものは、水稻、飼料作物となっています。

7番 美川地区 今回は該当がありません。

8番 美和地区

合計件数 85 件、合計筆数 140 件、うち、田 129 筆、うち、畑 11 筆。合計面積 151,056 m²。作付けものは、ほとんどが水稻となっています。

全域を合計しますと、合計件数 403 件、合計筆数 734 筆、うち、田 698 筆、うち畑 36 筆。合計面積 1,005,627 m²となっています。

契約期間別に集計しますと、3 年未満が 44 件、3 年以上 6 年未満が 246 件、6 年以上 10 年未満が 16 件、10 年以上が 97 件、合計で 403 件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定が 236 件、賃貸借による権利の設定が 167 件となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別で集計しますと、更新の件数、383 件、新規の件数 351 件となっており、更新がわずかに多くなっております。

地目別の筆数で集計しますと、田 698 筆、畑 36 筆となっており、ほとんどが、田、となっています。

作物別では、面積が大きい順に、水稻、レンコン、野菜などとなっています。

次に、中間管理機構関係分について、説明させていただきます。中間管理機構関係分は、合計件数 21 件、合計筆数 61 筆、うち、田 61 筆。合計面積 85,046 m²。作付けされるものは水稲となっています。

なお、中間管理機構分につきましては、配分先予定者を備考欄に記載しておりますが、本来なら、この総会で、中間管理機構への利用権設定についてご承認頂き、その後、県において配分計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認頂くという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回配分先を掲載して、上程させて頂いておりますので、ご理解下さい。以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

ただいま説明しました全ての案件につきましては、農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項各号に規定された、農用地利用集積計画の要件を満たしております。なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定頂いた後、農林振興課において、令和 4 年 4 月 1 日に公告します。各筆明細にあります利用権については、この公告をもって効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたら、しばらくご高覧の後に、お願いしたいと思います。

何かご意見等ございませんか。

第 24 番

いいですか。

新規の利用は 過去より上がったのか下がったのか、どうなのでしょう。

議長

件数？

第 24 番

過去の実績とね、この結果で、上がっておるのか下がっておるのか

事務局

過去との数字の比較というものを、現在ここに持ち合わせておりませんので、正確なことは、申し上げられないのですが、ただですね、利用集積計画、利用権の設定そのものが、切れてくるっていうタイミングが、それぞれ、1 年契約だったり、2 年契約だったり、3 年とか、10 年契約だったりして、最初是一緒でも、切れ目が違ってくるので、ローテーションが、いろんなローテーションが組み合わさって、その年の更新っていうのが出てきます。なので、この更新の数については、ほぼほぼ例年が平均した数として、更新が出てきているという認識です。それに加えて、新規がここに書いてあります、351 件というところが出てきますので、若干、利用権設定の件数としたら、増えつつあるのかなという認識は持っております。

第 24 番

ありがとうございます。

議 長

そのほかご意見ございませんでしょうか。

意見がないようですので、この農用地利用集積計画については、適当と認めることを決定いたします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田および畑。現況、休耕。面積は379㎡ほか、1筆で、合計413㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか7件、合計8件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告して下さい。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は2,547㎡ほか、2筆で、合計5,569㎡です。届出人は記載のとおり。理由は合意解約です。

以上、1件の通知がありました。

議 長

報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告して下さい。

事 務 局

1番 岩国地区

報告年月日は、令和4年1月26日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は、株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の届出がありました。

議 長

報告第4号 農地埋立届について、事務局より報告して下さい。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、1,099㎡のうち、579㎡です。届出人は記載のとおり。

	理由は、畑地造成です。
	以上、1件の届け出がありました。
議 長	報告第5号 現況証明につきましては、ご高覧ください。
	以上で、農地法関係の報告事項を終わります。
	そのほか、報告事項はありませんか。
事 務 局	① 新規就農者との意見交換会の延期について ② 臨時総会の開催について
議 長	そのほか委員の皆様から何かありませんか。
	次回の定例総会につきましては、4月15日（金）午前10時から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。 しかしながら、新型コロナウイルスの、今後の感染状況によりましては、開催方法や会場などが変わる可能性がありますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、本日の総会は終了致します。

次回総会について

令和4年4月15日 金曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前11時01分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 小野原 暢

署名委員 秋本義春

